

第2号様式（第4条関係）

学校施設使用許可申請書兼許可書及び実績報告書

				年 月 日	
(宛先) 亀岡市教育委員会教育長					
団体代表者 住 所 氏 名 電話番号					
次のとおり学校施設を使用したいので申請します。					
団 体 名			登 録 番 号		
			使 用 責 任 者 氏 名		
			携帯番号 (電話番号)		
使用する学校名				使 用 目 的	
使 用 施 設		1 屋内運動場 (体育館) 2 格技場 3 小体育室 4 ミーティング室 5 屋外運動場 (グラウンド) 6 児童生徒地域交流施設 (若木の家 (研究室 / 第 会議室)) 7 その他 ()			
使 用 人 数		人		うち、中学生以下の人数	人
減免を受けようとする理由		1 市又は教育委員会が主催 (共催を含む。) して使用 10 割 2 市内の小学生又は中学生を対象とした団体が小学生又は中学生の使用を伴って使用 10 割 3 各町の自治会及び各町体育振興会が町全体等の行事に使用 5 割 4 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者又は精神障害者福祉手帳の交付を受けた者が使用 10 割 5 その他教育長が特に必要と認める使用 (理由 :) 10 割			
申請及び実績報告		裏面に記入			
学 校 長 意 見					
			許 可 番 号		第 号
学校施設使用許可書					
上記申請については、亀岡市立学校施設使用条例及び亀岡市立学校施設使用条例施行規則の厳守を条件として使用を許可します。					
年 月 日					
亀岡市教育委員会教育長					
減 免	区 分	1 減免する (割)		2 減免しない	
	理 由				

登録番号 — —

申請	使用日	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
	使用予定 時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
実績報告	実使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	使用範囲 (体育館のみ)	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面
	冷暖房使用	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	変更等記入欄						

申請	使用日	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
	使用予定 時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
実績報告	実使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	使用範囲 (体育館のみ)	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面
	冷暖房使用	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	変更等記入欄						

申請	使用日	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
	使用予定 時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
実績報告	実使用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	使用範囲 (体育館のみ)	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面	1 全 面 2 面
	冷暖房使用	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	変更等記入欄						

通 信 欄	
-------	--

注意事項

- 1 使用開始日の1月前から3日前までに申請してください。
- 2 使用許可の申請をすることができる使用期間は、使用開始予定日から3月以内です。
- 3 許可を受けた日以外に施設を使用する場合は、別途申請してください。
- 4 変更又は取消しの場合は、実績報告部分の変更等記入欄に記入してください。
- 5 実績報告書は、使用許可を受けた最終使用日の翌月5日までに学校等に提出してください。
- 6 実績報告書の提出がなく、使用許可を受けた最終使用日から1月経過した場合、許可した使用日のとおり使用料を請求します。
- 7 体育館を1団体で1面使用の場合は、全面使用の料金となります。
- 8 冷暖房使用料につきましては、減免の対象外となります。